

宮崎県育英資金返還金回収業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する宮崎県育英資金返還金回収業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

2 回収を委託する返還金

納入期限を過ぎても納入されない返還金のうち甲が指定するもの。

3 委託業務の内容

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定に基づく返還金の徴収又は収納
 - ア 債務者から返還金を回収すること。
 - イ 収納金整理簿により収納状況を整理すること。
 - ウ 1月ごとに収納実績報告書を提出すること。
 - エ 収納金を指定金融機関等へ払い込むこと。
 - オ 前記エに係る収納金払込報告書を提出すること。
- (2) 返還金に係る債務者への催告
 - ア 債務者に対し、文書・電話等により催告すること。
- (3) 債務者に係る支払督促、訴訟、強制執行その他の法的な手続を伴う措置
 - ア 甲の指定する債務者について弁護士法に基づく各種照会を行うこと。
 - イ 甲の指定する債務者について裁判所における第三者からの情報取得手続又は財産開示手続を行うこと。
 - ウ 甲の指定する債務者について支払督促、訴訟等により債務名義を取得すること。
 - エ 甲の指定する債務者について強制執行を行うこと。
 - オ その他、甲が必要と認める法的な措置を行うこと。
- (4) 甲から乙への法律相談その他各種相談への対応
 - ア 法律の解釈、運用、訴訟への対応その他甲が必要と認める各種相談に応じること。
- (5) その他、返還金の回収に付随する業務で甲が必要と認めるもの
 - ア 必要に応じて債務者からの納付相談を受けること。
 - イ 必要に応じて債務者を訪問調査し、状況を把握すること。
 - ウ 返還金の回収について今後の見通しを報告すること。
 - エ 返還金の回収が困難となった案件について書面により報告すること。
 - オ 返還金の回収に関するその他の情報提供及び甲への助言を行うこと。
 - カ 本業務委託契約締結前に甲において係属中の訴訟等がある場合、甲からの指示により当該訴訟等に係る業務を行うこと。
 - キ 本業務委託契約期間中に甲において提起した訴訟等について、同期間中に終了しない場合、甲からの指示により本委託業務に係る次期受託者に当該訴訟等の業務に係る引継ぎを行うこと。
 - ク その他、甲が必要と認めるもの

4 その他業務の適正かつ確実な実施の確保のための措置

(1) 業務従事者の配置

乙は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。

(2) 連絡窓口となる担当者の届出

乙は、本業務委託の実施にあたり、甲との連絡窓口となる担当者を甲に届け出ること。

連絡窓口となる担当者は、本業務にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、甲から業務の実施状況等の問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

(3) 法令等の遵守

乙は、甲の業務の受託者として、良識ある行動と善良な態度で業務を遂行するとともに、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）、本業務委託契約及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）等の関係法令を遵守すること。

5 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。